

平成27年白老町議会議案説明会会議録

平成27年 6月19日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時34分

○議事日程 第1号

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君 | 2番 吉田和子君 |
| 3番 斎藤征信君 | 4番 大淵紀夫君 |
| 5番 松田謙吾君 | 7番 西田祐子君 |
| 8番 広地紀彰君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 山田和子君 |
| 12番 本間広朗君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 及川保君 | 15番 山本浩平君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-------|
| 総務課長 | 大黒克己君 |
| 企画課長 | 高橋裕明君 |
| 生活環境課長 | 山本康生君 |
| 町民課町 | 畑田正明君 |
| 建設課長 | 竹田敏雄君 |
| 健康福祉課長 | 長澤敏博君 |
| 学校教育課長 | 高尾利弘君 |
| 子ども課長 | 下河勇生君 |
| 消防長 | 中村論君 |
| 財政課長 | 安達義孝君 |
| 経済振興課長 | 本間力君 |
| 農林水産課長 | 石井和彦君 |
| 税務課長 | 南光男君 |

上下水道課長	田中春光君
高齢者介護課長	田尻康子君
生涯学習課長	武永真君
病院事務長	野宮淳史君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 6 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。
(午前 10 時 00 分)

○議長（山本浩平君） 定例会 6 月会議に町長から提案のあった議案は条例の制定 1 件、条例の一部改正 7 件、条例の廃止 1 件、各会計の補正予算 2 件、報告 2 件、合わせて 13 件であります。順次議案の説明をいただきます。日程第 1、議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第 1 号でございます。平成 27 年度白老町一般会計補正予算第 2 号でございます。今回の補正につきましては歳入歳出予算の総額から 54 万 4,000 円を減額いたしまして歳入歳出それぞれ 90 億 8,336 万円の予算となります。

次に 2 ページ 3 ページをお開きください。「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございます。

次に 4 ページ、5 ページでございます。「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。変更でございます。昨年度行いました LED 防犯灯の工事でございますが、3 月 26 日に補助金が確定しまして当初限度額として 9,700 万円の債務負担を行ってございましたが、補助金の確定とリース料金の金利変更に伴いまして記載しているとおり限度額が 8,212 万円となりました。1,488 万円が減額しております。本年度の予算につきましては、歳出のほうでまた説明を申し上げたいと思います。「第 3 表 地方債補正」につきましては、記載のとおりでございますが歳出のほうでご説明申し上げます。

次に 6 ページ以降、歳入歳出事項別明細書につきましては 14 ページの歳出のほうからご説明申し上げます。14 ページ歳出、2 款総務費、1 項 1 目財産管理費宅地分譲地整備事業でございます。60 万円の補正事業でございます。これにつきましては東町 3 丁目の町有地の分譲地でございます。昨年売り払いした 1 件と本年度子育て支援で売買予定、予約が入りました 1 件につきその土地のほうからコンクリート殻が出てまいりましたので、処分にかかる経費でございます。役務費については産廃の手数料、委託料につきましては人件費の委託料でございます。使用料、賃借料については重機借り上げと、ここにつきましては分譲地、旧町立病院があった跡地の上に分譲してございまして、昭和 41 年に現在の地点に移った時点でございますけれども、当時の基礎の部分は相当残っているという状況でございます。そのことから今回補正をしたわけでございます。

次に 9 目企画調整費、企画調整事務経費 10 万円の増額補正でございます。これにつきましては負担金として 2020 年の東京五輪に活用した地域活性化推進首長連合の負担金でございます。これはオリンピック、パラリンピックの開催を機会を契機とした地域が広域的に連携し、観光振興に向けた取り組みを行う目的とした経費ございまして、全国で 300 団体以上の団体が参加してございまして情報収集を行うものでございます。それに伴う負担金でございます。財源的には一般財源でございます。

次に 14 目自治振興費、町内会活動育成経費 25 万 2,000 の増額補正でございます。これは町内会街路灯電気料の補助でございます。12 分の 10 の補助するものでございます。電気料の増加に伴いまし

て、今回補正をするものでございます。財源は一般財源でございます。

16目町営防犯灯を管理費、町営防犯灯維持管理経費148万8,000円の減額でございます。先ほど説明した第2表の債務負担行為の限度額の変更に伴いまして、3月末に補助金確定とリース料金の金利の変更に伴いまして10年間の合計額が変更に伴い単年度分の支払いも当然のことながら減額ということで、当初970万円の計上でございましたが、148万8,000円が減額なりまして年間に払う分は811万2,000円となります。この財源的には一般財源でございます。

次に5項2目指定統計費、指定統計調査経費101万2,000円の増額補正でございます。本年度国政調査が10月以降実施されますが、それに伴いまして補助金の精査を行い各記載の費目について増減をかけております。それで次のページでございますけれども、賃金、臨時職員の部分が130万6,000円増額されております。その他については補助金の関係上増減をさせております。ここにつきましては当初短期の臨時職員の2名を配置しておりましたが、今年度から国政調査に当たってはインターネット等の調査も導入されるということで個人的にインターネット通して調査票を提出することになります。それに伴いまして調査票のチェックもふえるということで、当初よりも1名増加しまして国勢調査を実施するものでございます。その経費でございます。財源につきましては、道委託金が49万1,000円減額で一般財源が150万3,000円増額してあります。

次に3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。消費者行政活性化事業72万円の増額補正でございます。今回道の補助金の助成が確定したことにより、補助金224万9,000円が交付になりました。その一部166万6,000円につきましては後ほどご説明申し上げますが、人件費のほうに充当財源振替をしておりまして本事業のほうにつきましては、72万円のうち道補助金財源58万3,000円を充当し一部一般財源の増加分13万7,000円を充当しております。事業の主なものは需要費として印刷経費として67万3,000円を計上しておりまして、これにつきましては小学生中学生高校生それに新成人に対する消費者教育推進に向けた啓発用のパンフレットを配布。それから各世帯にステッカー等の印刷経費を計上しております。

次に2目老人福祉費、介護保険事業特別会計繰出金610万2,000円の増額補正でございます。繰出金として介護保険の特別会計に出す繰出金で低所得者保険料軽減分措置が今年度より制度改正されました。低所得者の第1階層の方に対する軽減措置でございます。当初基本料金から0.5ということで第1階層の方は年額3万2,700円でしたが軽減を入れることによりまして、2万9,400円になります。その差額として一人当たり3,300円掛ける人数分1,849人分610万1,700円を計上するものでございます。財源的には国が2分の1、305万円、道が4分の1、152万5,000円、一般財源として4分の1、152万7,000円の計上でございます。

次に3目身体障害者福祉費、人工透析患者送迎車両購入事業を64万円の減額補正でございます。これは今年度事人口透析の患者送迎用の車両を既に購入しまして、入札差金の部分も減額するものでございます。これにつきましては次に説明する6目の総合福祉センター管理運営経費、総合福祉センター電話設備改修事業を225万7,000円の増額補正でございますが、当初508万9,000円を計上しておりましたが当初アナログで電話回線を繋ごうと想定してきていたのですが、光電話に変えることによりコストダウンを図れるということで今回経費の上積み分225万7,000円を増額するものでございます。コストダウンにつきましては使用料として月額2万5,000円程度、年間30万円、10年ちよっ

とで300万円程度コストダウンを図れるということでございます。それで当初よりここは社会福祉基金を充当しておりましたので、先ほどの人口透析の車両も社会福祉基金を充当しましたので、入札差金を出してまずそっちの減額いたしまして、こちらの分で225万7,000円を社会福祉費の増額を財源充当するものでございます。

次に8目アイヌ施策推進費、民族共生象徴空間整備促進活性化事業1,163万4,000円の減額補正でありますが、この事業につきましては当初予算で総額1,409万5,000円、一部この記載している事業のほかに象徴空間の合同学習会、子供向けの啓発事業をこれは作詞作曲等の経費等ございましてここに記載している1,163万4,000の経費がこのた度、過疎地域等自立活性化推進交付金の助成の決定を受けたことに伴いまして財源を振りかえるために減額して、この分は補助経費として明確にするためにこのような措置を行ったものでございます。すなわち1,100万円を上のほうで減額しまして、改めて補助事業として同じ経費をここに計上したものでございます。それで当初より、この部分の財源につきましては地方債の920万円を充当しております。その分が減額で地域づくり総合交付金90万円の減額、ふるさと元気応援基金153万4,000円を減額しまして改めて補助経費として計上するものの財源につきましては、先ほど説明した過疎地域等自立活性化推進交付金1,000万円とふるさと元気応援基金の163万4,000円を財源充当するものでございます。

次に20ページでございます。2項4目児童福祉施設費、保育士等処遇改善臨時特例事業66万8,000円の増額補正でございます。これは昨年度行った事業でございますが、昨年度公布した小鳩保育園の保育士さんたちの人員の入れかえによりましてこの算定にかかりましては、経験年数から算定されることから新しい方が入ったということで加算率が減少したことにより、66万8,000円を国庫に返納するという事になったことにより計上したものでございます。財源は一般財源でございます。

次に6款農林水産業費、1項1目農業委員会費33万9,000の計上でございます。これについても道補助金が確定したことによりまして、一部報酬として農地相談員の報酬これは3,150円で1日当たりの4回の9カ月分11万4,000円。それから臨時職員として議事録のための臨時職員、6,240円の36日分を計上いたしました。財源的には道補助金52万3,000円、一般財源が18万4,000円の減額となります。

次に3項1目水産振興費、栽培資源管理型漁業推進事業を280万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては27年度3月に11号補正で計上いたしました、地方創生先行型交付金をつけたことに伴いまして今年度計上したものを減額するものでございます。これに伴う財源の減額につきましては水産振興基金12万2,000円、一般財源が268万1,000円の減となります。

次に7款商工費、2項1目観光対策費、観光客誘客推進事業241万9,000円これも同様に本年3月に11号補正で行いました地方創生先行型交付金の助成を受けたことから、本年度計上分を減額するものでございます。財源的に言いますとふるさと元気応援基金141万9,000円の減、北海道市町村振興協会助成金100万円の減となります。

次に10款教育費、1項5目諸費、地域塾開校事業22万6,000円、これも地方創生先行型交付金を助成されたことから本年度経費を減額するものでございます。財源はふるさと元気応援基金22万6,000円でございます。

次にコミュニティ・スクール導入等促進事業でございます。32万2,000円の増額補正でございます。

これにつきましては学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に共同しながら豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進めるための制度でございまして本年度準備段階として経費を計上いたしました。報償費として制度説明の講師の謝礼として4万4,000円、講師の分の旅費プラス先進地視察のための旅費、需用費と役務費につきましては事務費でございます。財源につきましては国3分の1で10万6,000円、一般財源が21万6,000円の計上でございます。

次に3項1目学校管理費、中学校耐震化対策事業960万円の減額でございます。これは本年度白老町が今後耐震化を図るため予算措置を行いました。今入札を行うための精査をしております。その中で工事請負費につきまして一部精査を行い、この1,103万7,000円の減額のうち耐震改修で251万7,000円の減。それと同時に障がい者対応として固定の昇降機を配置するというものでありましたが、18の備品購入費で計上しているという149万1,000円、キャタピラ式の階段昇降機があるということがわかりまして、コストダウンを図れるということで固定じゃなくて手押しの電動ですけども階段をキャタピラで障がい者の方を乗っけて上がっていくものでございます。もう一部の学校で使われているということがわかりましたので、それに変更することによっての減額でございます。一部備品については増額、需要費については事務費の減額でございます。財源につきましては国補助金が552万3,000円の減、公共施設等整備基金が12万3,000円の増となります。地方債が420万円の減となります。

次に5項4目文化財保護費、文化施設管理経費16万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては元陣屋跡の公衆トイレ、緑大橋の横の駐車場の横にございます。公衆トイレの電気が壊れたということでこれの修繕を行う経費でございます。財源は一般財源でございます。

5目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、資料館特別展開催事業でございます。21万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては公益財団法人アイヌ文化振興研究推進機構から補助金をいただきまして、白老の医師高橋房次展を特別展として開催する経費でございます。旅費につきましては17万円、これは高橋先生の親戚がいる栃木県小山市のほうに出向いて資料を収集する旅費でございます。あと需要費につきましては事務費計上でございます。財源につきましては補助を受けて諸収入21万2,000円、一般財源は2,000円の計上でございます。

次に6項2目体育施設費、陸上競技場管理棟階段改修事業276万9,000円の増額補正でございます。工事請負費として陸上競技場にある管理棟の外階段が鉄製のものがございまして、老朽化がひどく危険性を増していることから今回計上して補修するものでございます。建築年は平成7年ということでございます。財源は一般財源でございます。

次に13款給与費、1項1目給与費、職員等人件費、これにつきましては先ほど16ページでご説明申し上げました3款民生費、消費者行政活性化事業で補助金166万6,000円交付を受けたことから一般財源との財源を振りかえるものでございます。

次に14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金111万円でございます。積立金として白老町ふるさと元気応援基金積立金これは4月から5月分の受けつけた53万円を基金として積み立てるものでございます。以上歳出については以上のとおりでございます。

次に歳入でございますが、ただいま特定財源をご説明申し上げましたので、一般財源をご説明申

上げます。10ページをお開きください。20款繰越金、1項1目繰越金、今回192万3,000円の充当でございますが、26年度の決算がほぼ確定しまして決算剰余金がこのたび出ました。決算剰余金として3億8,153万円、端数はちょっと飛ばします。そのうち繰り越し明許費として一般財源を本年度に27年度に繰り越す額が893万3,000円でございますので、実質的な収支は3億7,259万7,000円でございます。実質収支のうちから地方財政法7条による2分の1以上の積み立てがございますので1億8,700万円を財政調整基金のほうに積み立てを行いました。それに伴いまして財政調整基金の現在の残高は4億966万円でございます。それを抜きまして残り1億8,559万7,000円が繰り越しとされます。そのうち本年度を繰越金として2,500万円が予算措置してされておりますことから、それを差し引きますと1億6,059万7,000円が現在留保されている金額でございます。今回192万3,000円をそのうちこの予算に充当することによりましてそれを差し引きますと、残り1億5,867万4,000円が財源留保をされている金額ということでございます。以上、第2号補正の説明を終わらせてさせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。ちょっとページ数わかりませんが、白中のキャタピラのメーカーもしわかれれば教えていただきたいのですが。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 株式会社三和さんというところの見積もりをとっています。

○議長（山本浩平君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終了いたします。

日程第2、議案第2号 平成27年度白老町介護保健事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明ご説明いたします。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ2,451万9,000円を追加し、総額20億8,987万4,000円とするものであります。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきますので6ページをお開きください。2歳出、2款介護給付費、1項1目介護給付費は特定財源を介護保険料から繰入金へ振りかえるもので補正額は未計上でございます。3款地域支援事業費、1項2目介護一次予防高齢者施策事業費、事業名の高齢者健康づくり事業経費の職員手当28万6,000円につきましては本年度4月に一般職1名が管理職となったため時間外手当から管理職手当へ増減補正とするものでございます。

次6款諸支出金、1項2目償還金で2,451万9,000円の増額補正で介護給付費制及び地域支援事業

費に対し国道支払い基金より概算交付された負担金補助金につきまして精算し返還するものであります。

次に歳入の説明をさせていただきますので4ページをお開きください。1歳入、1款介護保険料、1項1目第1号被保険者介護保険料610万1,000円の減額で低所得段階の第1段階層に係る介護保険料のうち国道町から公費による軽減分が概算交付されるため減額補正するものでございます。7款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金で614万1,000円の増額補正で低所得段階の第1段階層に係る介護保険料のうち公費による軽減分として一般会計から繰り入れされるものでございます。負担割合は国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1となります。それによって今回の繰入額の内訳は、国が305万850円、道が152万5,425円、町が152万5,425円となる予定でございます。なお今回計上している軽減対象者数は国庫負担金基本額で示されている平成26年4月1日現在の見込み者数で1,849人となっており、1人当たりの軽減単価は3,300円となります。8款繰入金、1項1目繰入金2,451万9,000円の増額補正で平成26年度の介護給付に係る実績の国道支払い基金の水産分でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終了いたします。

日程第3、議案第3号 白老町子ども医療費助成条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議3-1をお開きください。議案第3号でございます。白老町子ども医療費助成条例の制定についてであります。この条例は新たに制定するものでありますので、条文全文を朗読させていただきます。

白老町子ども医療費助成条例の制定について。

白老町子供医療費助成条例の次のとおり制定するものとする。

平成27年6月6日19日提出。白老町長戸田安彦。

白老町子ども医療費助成条例

（目的）

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。
- （2） 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。
- （3） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 医療費 対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療等保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行う行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときはその満たない額をいう。
- (5) 附加給付 医療保険各法の被保険者又は組合員及びその被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものものをいう。ただし、国民的健康保険法においては、第43条第1項又は第44条の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
- (6) 基本利用料 医療保険各法の規定による訪問看護療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に関する給付の額に当該医療保険各法の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額をいう。
- (7) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、町の区域内に住所を有する世帯に属すると認められる子どもとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型療育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている子ども

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格の認定を申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、白老町乳幼児等医療費助成条例（昭和48年条例第27号）若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年条例第28号）の規定において同様の申請をしたときは、当該申請を省略できるものとする。

(助成の範囲)

第5条 町長は、受給資格者に係る医療費から食事療養標準負担額及び附加給付される額並びに白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対して助成する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院に係る場合に限る。

2 町長は、受給資格者に係る第2条第6号に規定する基本利用料から白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対して助成する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者を対象とする。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の助成は、保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。

(届け出の義務)

第7条 受給資格者がその資格を喪失したときは、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定において同様の届出をしたときは、当該届出をする分と省略できるものとする。

(損害賠償等との調整)

第8条 町長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し、損害賠償又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付その他制度等により第5条に規定する助成の範囲において支給を受けたときは、その価格の限度において助成される額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の金額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。附則(施行期日)1この条例は、平成27年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)2この条例は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

続きまして議3-5の議案説明でございます。白老町子ども医療費助成条例の制定について。中学生までの子どもに係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見、早期治療につなげ、子供の健康増進と子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実に資するため、本条例を制定するものである。

続きまして議3-5の次ページです。説明資料を添付させております。ここでちょっと内容につ

いて説明させていただきます。この子ども医療費助成事業につきましては、定例会3月議会の平成27年度予算議案説明の中で新規事業として説明させていただきましたが、このための条例設定に当たりまして、説明資料添付しまして簡単にご説明をさせていただきます。まず1ページ目の条例の目的につきましては、先ほどの条例及び議案説明で述べましたので省略させていただきます。次に現行の医療費助成についてであります。現在乳幼児等医療費助成、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成の3つ医療費助成制度で年齢、入通院、課税非課税の区分により助成対象を定め自己負担の一部を助成しているところでございます。次にこのための子ども医療費助成条例であります。助成対象者を中学生まで拡大しております。なお保護者の所得制限については設けておりません。又助成範囲は現行の医療費助成範囲に中学生の入院部分を新たに設けたところであります。助成額については自己負担から現在の医療費助成で助成される額を控除し残った額を新たに助成することで自己負担を無料にするものでございます。助成方法につきましては償還払い若しくは医療機関で発行された一部負担金の領収書等を添えて申請していただくこととなります。このように現行の医療費助成制度とこの度の新たな白老町子ども医療費助成条例により未就学児の通院と中学生までの入院掛かる自己負担は助成し医療費の無料化を実施していくものでございます。

続きまして2ページ3ページをお開きください。ここでは、現行の医療費制度の制度内容と新条例における制度内容を比較し具体的な事例はあげまして医療費の無料化について明示したものであります。まず2ページ目であります。現行の乳幼児等医療費助成制度の助成対象と助成内容を示しています。助成の範囲は就学前の通院と小学生までの入院となっております。助成の自己負担の割合金額については記載どおり1割又は580円・510円となっております。これが新条例が制定されますと助成の対象が中学生までの入院に拡大され、自己負担の額がなくなり医療費が無料となります。具体的な例として課税世帯で就学前の子供が入院し医療費が20万円の場合を例1で示しております。まず就学前ですので、自己負担は2割の4万円になりますが現行の乳幼児等医療費助成制度によりここでいう①の乳幼児等医療費助成金を使いまして2万円になります。残りの自己負担分②になりますが、この残りの自己負担部分を2万円を新たな子供医療費助成条例により助成され医療費を無料化にするというものでございます。次に例2は対象を小学生としております。当初の自己負担を割れば3割となっておりますが、考え方は例1と同じでありますので詳細な説明は省略いたします。例3については中学生の入院を例としております。中学生の入院については現行の助成する制度の対象になりませんので、自己負担の3割ほど①の自己負担金6万円がこれが新たな条例の制定により全額無料になるという形になってございます。3ページ目です。現行の制度を重度ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者と助成内容を示しております。対象者は中学生以上もおりますが、ここでは中学生に限定した形で明示しております。助成の自己負担の割合金額については記載のとおり、1割か580円又は510円となります。これが新条例が制定されますと、自己負担がなくなり医療費が無料になるという形になっております。具体的な例として2つほどあげておりますが、先ほどの例示でもご説明していますので内容的には同じとなりますので、説明は省略させていただきます。以上で議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） この制度、医療費無料化ということで入院する場合は保護者の負担をゼロにするということですのでごくいいなと思うのですが、ただ、ここでは必ず領収書をもってきて請求しなければいけないのです。例えば親が中学生の子どもの場合に入院したときに必ず6万円最低お金を払わなければならないということになってまいります。この辺を考えたとき、白老町内だったら無料にするとか、苫小牧と室蘭とか近郊の考えられる医療機関と提携して保護者が申請することによってどこに入院しましたよということによって、それを払わないで退院できるような方法、医療機関に直接町が払うそういう方法ができなかったのかどうなのかその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） おっしゃられたように、一度この条例においては子ども医療費助成という条例において自己負担を助成する場合については、一度一部負担金を病院に払ってもらってその領収書を持って申請してもらって町のほうで助成するという形になっております。ただ今実施している乳幼児、あと重度、あとひとり親については現物給付といって自己負担窓口で支払わなくても自動的に病院のほうから町のほうに請求がきて自動的に町のほうで病院のほうに払うというような現物給付の方式をとっているのですが、今回については現金給付というような形になっておりまして、これにはやはり先ほど議員おっしゃったように各医療機関との協定なりを結んでいかなければならないということになりますので、その期間がちょっと足りなかったといえますか、条例制定あるいはこれから7月から実施に向けて期間が足りなかったという部分もありますので、今後この部分については検討していきたいと思っておりますので、ご理解願います。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、特にお尋ねしたいことがございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終了いたします。

日程第4、議案第4号 白老町税条例と等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議4-20ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。改正規定につきましては新旧対照表のとおりでございます。改正内容につきましては議4-52ページの次の議案第4号説明資料で主な改正項目についてご説明させていただきます。必要な関係税項目ごとに会計関係条項を記載しております。それでは改正内容をご説明させていただきます。まず、1、住民税関係の（1）個人住民税の①住宅ローン減税の拡充でございます。住宅ローン減税措置の対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長するものでございます。適用期限は最大10年間でございますので、平成41年までとなるものでございます。次に②ふるさと納税の申告特例等についてござい

ます。1点目、特例控除額の拡充でございます。地方税法の改正に伴い特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充し、平成27年1月1日以降ふるさと納税を対象として28年度以後の個人住民税について適用するものでございます。2点目、申告手続の簡素化のためふるさと納税ワンストップ特例の創設でございます。制度内容につきましては確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、納税先の地方公共団体に申請することにより確定申告や住民税申告を行わなくても住民税の控除を受けられる特例的な仕組みで、平成27年4月1日以降に行われる寄附に適用されるものでございます。

次に(2)法人住民税です。均等割の税率適用区分における資本金等の見直しであります。法人住民税均等割の税率適用区分における資本金等において、法人の実態により適合するよう定義を変更するもので平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用するものでございます。

次に2.固定資産税関係でございます。(1)地域決定型地方税特例措置でございます。地方税法の改正により、固定資産税に係る特例措置について地域決定型地方税特例措置通称わが町特例で4項目が導入追加されたことに伴い地方税法の定める範囲内において軽減割合を規定するものでございます。導入追加の特例項目及び軽減割合は都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得した公共施設等に係る課税標準額を5分の3、特定都市再生緊急整備地域は2分の1。続きまして管理協定が締結された津波避難施設の家屋の避難用部分と付属する避難の用に供する一定の償却資産に係る課税標準額を2分の1。

続きまして、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額を3分の2とするものでございます。新築サービスつき高齢者向け賃貸住宅に対し講じる固定資産税の軽減措置は新築期限を平成29年3月31日から2年延長し我がまち特例を導入するものでございます。いずれも28年度以降の固定資産税に適用するものでございます。

次に(2)固定資産税等土地の負担調整措置の延長でございます。土地に係る負担調整を現行の仕組みで3年延長し、平成29年度までとするものでございます。あわせて土地価格の下落修正措置を平成28年度より29年度も継続するものでございます。

次に裏面でございます。3軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入でございます。平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規取得した3輪以上の軽自動車で排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について平成28年度分の軽自動車税に限り軽課税率を適用するものでございます。軽課税率につきましては記載のとおりでございますが、例えば4輪の乗用の自家用で27年度新規購入車両は28年度の税率は1万800円となりますが、電気自動車であれば2,700円。平成32年度燃費基準プラス20%達成車は5,400円、平成32年度燃費基準達成車は8,100円の軽課税率が適用されるものでございます。

続きまして、4.町たばこ税の税率の特例でございます。旧3級品エコー・わかば・しんせい・ゴールドンバット・バイオレット・うるまの6銘柄の製造たばこに係る特例税率を廃止し、激変緩和との観点から平成28年4月1日から平成31年4月1日までに段階的に税率を引き上げるものでございます。国地方たばこ税1,000本につき引き上げられる税率は記載のとおりでございます。町たばこ税の1本当たりの引き上げ額を前年度と比較しますと28年度は0.43円、29年度は0.43円、30年度は0.645円、31年度は1.262円と段階的に引き上げられるものでございます。

続きまして5減免の申請期限の延長でございます。町民税固定資産税こと軽自動車税及び特別土地保有税の減免の申請期限について納付期限前7日までとしているものを納期限までと改正するものでございます。

続きまして、6. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号法」の改正に伴う所要の措置でございます。マイナンバーの利用開始により申告書・申請書・届出等の税の手続書類にマイナンバーの記載が必要となることから規定の整備を行うものでございます。そのほかの主な改正項目について説明いたしましたが、そのほかの改正規定につきましては地方税法の改正により条項ずれ等の対応その他の所要の規定の整備を行ってございます。

次に議4-8をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町税条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものがございます。

(1) 第1条中白老町税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中白老町税条例第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条第7項及び附則第5条の規定 平成28年4月1日

(3) 第1条中白老町税条例第2条第3条及び第4号、第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第147条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行日

次に議4-9ページ、第2条（町民税に関する経過措置）につきましては、第1条の規定による改正後の法人住民税及び法人住民税に関する部分について、平成27年度以降に適用し26年度までについては従前の例によるものでございまして、また主な改正項目で説明させていただいたふるさと納税及び番号法などの改正関係の経過措置を規定していることでございます。

次に議4-10ページ、第3条（固定資産税に関する経過措置）につきましては、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年以降に適用し26年度分までについては従前の例による。また主な改正項目で説明させていただいた我がまち特例減免の申請期限及び番号法などの改正関係の経過措置を規定しているものでございます。

次に4-11ページ、第4条（軽自動車税に関する経過措置）につきましては、主な改正項目で説明させていただいたクリーン化特例、軽課、減免の申請期限及び番号法などの改正関係の経過措置を規定しているものでございます。

次に第5条（町たばこ税に関する経過措置）につきましては、主な改正項目で説明にさせていただいた町たばこ税の税率特例の改正関係の経過措置を規定しているものでございます。

次に4-18ページをお開きください。第6条（特別土地保有税に関する経過措置）及び第7条（入湯税に関する経過措置）につきましては番号法の改正関係の経過措置を規定しているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関しての質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時14分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5、議案第5号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議5-1をお開きください。議案第5号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。次ページの議5-2をお開きください。議案説明でございます。平成25年9月に制定しました白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例において地方税法の一部の改正により、施行期日等が改められたことから本条例の一部を改正するものであります。次新旧対照表でございます。改正前の第1条にアンダーラインのただし書き部分を追加し本条例の一部を改正するものであります。

議5-1にお戻りください。附則でございます。この条例は公布の日から施行するものであります。以上説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終了いたします。

日程第6、議案第6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 議6-1をお開きください。議案第6号です。白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議6-4議案説明をお開きください。「住宅の品質確保の促進に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の改正に伴い、長期優良住宅建設等計画の認定申請に対する審査において、新たに住宅性能評価書による認定申請が可能となったことから、この認定に係る事務に要する手数料及び必要な規定を定めるとともに、現行の認定手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠し定めておりますが、同条例の改正による手数料の改定を当町においてもこれに準じて行うため本条例の一部を改正するものであります。長期優良住宅につきましては長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定める、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた、構造、設備がある住宅のことをいいます。この優良住宅を建築しようとする方は、その建築維持保全に関する計画書を作成し、所管の行政庁に認定を申請することができます。このことで認定を受けた住宅につきましては、税の減免等を受けることができる制度でございます。

次のページ6-5以降の新旧対照表をごらんください。下線を聞いてある部分が改正の箇所となります。現行の認定手数料の一部改正と今回新たに認定申請が可能となった住宅性能評価による申請の事務に要する指定等手数料の改定を右側の改正後の表に記載しております。なおこの条例につきましては、平成27年7月1日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終了いたします。

日程第7、議案第7号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 議案第7号です。白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議7-3をお開きください。議案説明になります。白老町低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料については、北海道建設部手数料条例に定める手数料に準拠し定めておりますが、同条例の改正に伴い手数料の改定が行われたことにより、当町においてもこれに準じた改定を行うとともに、本条例中に引用している法律の題名改正に伴い、所要の整備を行う必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。低炭素建築物につきましては都市の低炭素化の促進に関する法律に定める基準に適合すると所管行政庁に認められた建物のことをいいます。この建物を新築しようとする方はエネルギーの消費量の削減対策の計画した低炭素建築物新築計画を作成し、所管の行政庁に認定申請をすることができます。このことで認定を受けた建築物については、税の減免等を受けることができる制度でございます。

次のページ議7-4以降の新旧対照表をごらんください。下線を引いてある部分が改正の箇所となります。法律の題名改正によるものと認定及び変更手数料の改定を右側の改正後の表に記載しております。なおこの条例につきましては、平成27年7月1日から施行するものであります。以上で

説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7次の議案説明を終了いたします。

日程第8、議案第8号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議8-1をお開きください。議案第8号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議8-3をお開きください。議案説明でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所得の少ない第1号被保険者に係る介護保険料の公費による軽減後の保険料率を定める必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

議8-4をお開きください。新旧対照表でございます。このたび改正する第4条の保険料率にでございますが、平成27年度から平成28年度の第1号被保険者の介護保険料額が第9段階層のうち第1段階層の基準額に対する税率を公費による軽減により0.5から0.45に引き下げし、減額保険料額を3万2,700円から2万9,400円に軽減するものでございます。

議8-1をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条第3項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） それでは議案第9号でございます。白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議9-2をお開きください。議案説明でございます。現校舎の老朽化が著しい竹浦小学校について児童生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、旧竹浦中学校校舎へ移転することから、本条

例の一部を改正するものであります。

次に議9-3を開き下さい。新旧対照表でございます。改正前の別表第1小学校の名称、位置の表につきまして、竹浦小学校の位置を竹浦197番地から改正後旧竹浦中学校の住所竹浦198番地とするものでございます。

次に議9-1をお開き下さい。附則でございます。この条例は平成27年8月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

議案第10号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） それでは議10-1をお開きください。議案第10号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議10-2をお開きください。議案説明でございます。竹浦小学校が旧竹浦中学校校舎へ移転することに伴い、新小学校校舎周辺の環境整備を進めるため、平成24年度から利用者の減少等により休止している「竹浦テニスコート」を用途廃止することとし、本条例の一部を改正するものであります。

次に議10-3をお開きください。新旧対照表でございます。改正前、名称及び位置、第2表中から竹浦テニスコート及び白老郡白老町字竹浦198番地の39号を削り、また別表第1から竹浦テニスコート及び日の出から日没までを削りさらには議10-4の別表第2から竹浦テニスコート及び12月1日から翌年4月30日までのそれぞれ削除するものでございます。

次に議10-1へお戻りください。附則でございます。この条例は、平成27年8月1日から施行施行するものでございます。以上でご説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 事前に調査してきてませんが、体育協会に施設の管理委託してますけども当初多分見たのかどうか分からないのだけど、その辺どういうふうになったのか。管理委託料廃止に伴って当初予算でもし計上すれば、どういう扱いになるのか。してなければしないで、その辺、ちょっとお聞きします。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 平成23年度までは委託をかけておりました。24年度以降はかけておりません。以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第11号 白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） 議11-1をお開きください。議案第11号でございます。白老町町民ふるさとの減朝令暮改する条例の制定について。白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年6月19日提出白老町長。白老町町民ふるさと条例を廃止する条例。白老町町民ふるさと農園条例（平成18年条例第3号）は、廃止する。附則。この条例は、公布の日から施行する。

議11-2をお開きください。議案説明でございます。白老町町民ふるさと農園条例の廃止について。白老町町民ふるさと農園は、平成18年に開園し町民が農業を体験できる場として活用してきたところであるが、農園の貸し付け区画数より利用者が少なく、農園使用料の減少により農園運営の収支均衡が図れないことから、「白老町財政健全化プラン」に基づく事務事業の見直しにより平成26年度をもって閉園し、当該農園の用途廃止するため、本条例を廃止するものであります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第11号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の議案説明を終わります。

日程第12、報告第1号 平成26年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告第1号。平成26年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案についてご説明申し上げます。平成26年度補正第10号、11号で可決をいただきました繰越明許費について、報1-2のとおり繰り越すものでございます。繰越事業につきましてはここに記載しているとおり19事業でございます。繰越額は3億1,251万2,000円で特定財源が3億357万9,000円、一般財源は893万3,000円を繰越ものでございます。以上のとおり説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま報告第1号の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の説明を終了いたします。

日程第13、報告第2号 白老町が出資等している法人の経営状況説明書の提出についての議案に

ついて説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 報告第2号でございます。白老町が出資等している法人の経営状況説明書の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資等している法人の経営状況説明書提出を別紙のとおり提出するものでございます。1点目は、株式会社白老振興公社の平成26年度事業報告及び27年度事業計画。2点目は、一般財団法人白老町体育協会の平成26年度事業報告及び27年度事業計画でございます。それぞれの内容につきましては、慣例により説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま報告第2号の説明が終わりました。

これより報告第2号に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の説明を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして第1回定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして、議案説明会を終了いたします。

（午前11時34分）